

事務連絡  
令和8年1月23日

各都道府県地域の元気創造担当課  
各市区町村地域の元気創造担当課

御中

総務省地域力創造グループ地域政策課

地域力創造に関する令和8年度当初予算案、令和7年度補正予算  
及び令和8年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

政府の令和8年度当初予算案につきましては令和7年12月26日に閣議決定され、令和7年度補正予算につきましては令和7年12月16日に成立したところです。

地域力創造に関する令和8年度当初予算案、令和7年度補正予算及び現段階における地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県、市区町村においては、地域力創造のために必要な施策の実施に当たって、下記の施策を様々に組み合わせてご活用いただければと存じます。

本事務連絡は、財政担当部局及び市区町村担当部局にも参考送付しておりますが、貴庁内で他に関係する部局がある場合は、共有をお願いします。下記事項についてご不明な点があれば、末尾に記載の担当者までお問い合わせください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 地方への人の流れの創出・拡大

1 ふるさと住民登録制度の創設

関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設することとしている。誰もがスマートフォンのアプリで簡単・簡便に関心のある地方公共団体を登録し、担い手活動等を通じて関わりを深められるよう、令和8年度中の登録開始を目指し、プラットフォームとなるシステムを構築するとともに、地方公共団体における効果的な取組の推進に向け、モデル事業を実施することとしている。

また、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を後押しするため、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、地方公共団体のシステム利用料については、令和9年度までに参加する場

合、一定期間、負担を求めないこととしている。

## 2 地域おこし協力隊の強化

地方への人の流れを拡大する観点から、地域おこし協力隊の現役隊員数を1万人とする目標の達成に向けて、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案において、インターネット広告やホームページ、SNS、地方公共団体が出展するイベント開催等による制度の周知を若者層やシニア層等のターゲットに応じて戦略的に実施する「戦略的広報」に引き続き取り組むこととしている。

また、令和8年度当初予算案において、隊員の起業・事業承継等を支援するための研修を拡充し、地場産業等での起業・事業承継を目指す隊員に資するものとなるよう、地場産品等の高付加価値化・事業の生産性向上等の研修プログラムを充実することとしている。

加えて、地場産業等の担い手を確保する観点から、地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、特例として活動期間を最大5年に延長可能とすることとしている。

さらに、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置について、対象期間を拡充することとし、新たな雇用の創出等の要件を満たす場合において特別交付税措置の上限を引き上げることとしている。

## 3 地域活性化起業人（企業派遣型／副業型／シニア型）

都市部の企業の社員や退職したシニア層を即戦力として活用する「地域活性化起業人」については、企業派遣型地域活性化起業人の受入れに要する経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げることとしている。

さらに、地方公共団体や企業等がオンライン上で相互に交流できるマッチングプラットフォームを令和7年11月から運用開始している。こうしたツールも活用しながら、更なる制度の活用を推進することとしており、地方公共団体においては、引き続き、積極的に制度を活用されたい。

## 4 地域プロジェクトマネージャー

「地域プロジェクトマネージャー」を任用して地域活性化に取り組む場合、その報償費等について、引き続き特別交付税措置を講じ、その上限額を引き上げることとしている。

## 5 事業承継等人材マッチング

地域の担い手となる人材を確保するため、事業承継人材、都市部の副業人材、若

者・女性・シニア・外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 6 ふるさとミライカレッジ

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくりの担い手の育成の取組を加速させるため、地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクト「ふるさとミライカレッジ」について、令和7年度補正予算を活用してモデル事業を実施し、三大都市圏に所在する大学等と連携して実施するモデル性の高い取組を対象に公募・採択を行うこととしている。併せて、地方公共団体及び大学等がオンライン上で新規連携先を検索することのできるマッチングサイトについて、令和8年3月からの運用開始を予定している。これらのほかマッチングイベント等を実施することにより、取組の全国展開を推進することとしている。

取組を予定している地方公共団体においては、同サイトへの登録やイベントへの参加を検討いただいた上で、積極的に大学等との連携に取り組み、若者の力を活かした魅力的な地域づくりを加速させていただきたい。

また、地方単独事業として、ふるさとミライカレッジを実施する場合、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 7 ふるさとワーキングホリデー

都市部の人たちなどが一定期間地方（三大都市圏外の全ての市町村及び三大都市圏内の条件不利地域）に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」の実施に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

また、総務省ポータルサイトにおいて参加者募集の支援を行っているほか、令和8年度当初予算案において、未実施の地方公共団体向けの伴走支援を行うこととしている。

## 8 サテライトオフィスの誘致

地方公共団体が、都市部企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組む場合、都市部企業等の社員等が試行的に勤務するためのオフィスの執務環境の用意などお試し勤務の受入に要する経費等について、引き続き特別交付税措置を講ずるとともに、サテライトオフィス誘致支援施設の整備については、地域活性化事業債の対象としている。

## 9 子ども農山漁村交流プロジェクト

地方公共団体が負担する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施に要する経費（子どもや教員の宿泊費用や旅費、おためし地域留学の費用等を対象）について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、コーディネーターの配置に係る経費（人件費等）について、上限額を引き上げることとしている。

## 10 移住・定住対策への支援

地方公共団体が実施する移住・定住対策に要する経費について、移住先の情報収集から移住後の定住・定着に至るまでの各段階に応じて、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 11 移住・交流情報ガーデン

地方への移住を検討している方等に対し、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口に開設しており、地方公共団体等による移住相談会・フェアや地域おこし協力隊の募集等の場として無料で活用することが可能であるほか各地方公共団体の移住等に関するパンフレットの配架をおこなっているため、積極的に活用をいただきたい。

## 第2 地域経済の好循環による付加価値の創造

### 1 地域経済の好循環による付加価値の創造

「ローカル10,000プロジェクト」については、公費による助成の上限額等について所要の見直しを行った上で、引き続き、民間事業者の初期投資費用に対して地方公共団体が地域金融機関による融資等と協調して公費により助成する場合の地方公共団体の負担額について、国費により支援することとしている。

また、国庫補助事業の地方負担分に対する特別交付税措置に加え、地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用に対して地方公共団体が金融機関による融資等と協調して公費により助成する場合の地方公共団体の負担額に対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

各地方公共団体におかれでは、以下の事項に留意し、地域でのスタートアップを推進していただくようお願いしたい。

#### （1）ローカル10,000プロジェクト

##### ① ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

民間事業者の初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費等）に対して地方公共団体が地域金融機関による融資等と協調して公費により助成する場合、地方公

共団体の負担額について、引き続き国費により支援するとともに、特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、令和8年度より以下のとおり所要の見直しを行うこととしている。

- ・ 公費による助成の上限額について、原則 3,000 万円に引き上げる（現行：原則 2,500 万円）。
- ・ 地域金融機関による融資等の額（以下、「融資額等」という。）と公費による助成の額（以下、「公費助成額」という。）の比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、上限額を次のとおりとする。

融資額等と公費助成額の割合	公費助成額の上限額
融資額等が公費助成額の同額以上 2 倍未満	3,000 万円
同 2 倍以上 3 倍未満	4,000 万円
同 3 倍以上 4 倍未満	5,000 万円
同 4 倍以上	5,500 万円

- ・ 公費助成額のうち国費の割合（原則 1/2）がかさ上げとなる「重点支援分野」と、それぞれの分野における国費の割合は、次のとおりとする。

事業	国費の割合
地域脱炭素の推進に関連する事業	3/4
地域の女性や若者の活躍に関連する事業	3/4

## ② ローカル 10,000 プロジェクト（地方単独事業）

ローカル 10,000 プロジェクト（国庫補助事業）に準じて、地方公共団体が地方単独事業として、民間事業者の初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等）に対して金融機関による融資等と協調して公費により助成する場合、地方公共団体の負担額について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

### （2）ローカルスタートアップ

#### ① 事業の企画段階

創業支援等事業計画の作成に要する経費、創業塾、創業セミナー、研修に要する経費、ビジネスコンテストに要する経費、創業コーディネーターの設置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

② 事業の立ち上げ準備段階

地域脱炭素等に係る調査分析に要する経費、地域資源の調査分析に要する経費、ビジネスモデル調査分析に要する経費、法人設立等に係る経費、オフィスの賃料、インキュベーション施設に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(3) ふるさと起業家支援プロジェクト

起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方公共団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(4) ふるさと融資

ローカル 10,000 プロジェクト（国庫補助事業及び地方単独事業）を活用する事業について、ふるさと融資を利用できることとしている。

(5) その他

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業支援等事業計画に位置づけられている事業で地域の資源と資金を活用した事業を立ち上げる事業者に対して、地方公共団体が出資するために借り入れた地方債の利子負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 2 特定地域づくり事業協同組合

(1) 運営安定化支援

都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合（以下「組合」という。）の運営費（派遣職員人件費及び事務局運営費）について、特定地域づくり事業推進交付金の交付限度額を引き上げることとしている。また、その地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(2) 設立支援

組合に対して市町村が行う設立支援に要する経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げることとしている。

(3) 都道府県による支援

令和 7 年度より、第 3 「4 都道府県過疎地域等政策支援員」の対象地域に「人口急減地域」を追加していることから、都道府県において中小企業関係団体等の専門人材を雇用又は委託するなど積極的に活用していただき、組合の設立や運営につ

いて、市町村に対する支援を行っていただきたい。

### 3 地域脱炭素の推進

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域の脱炭素の推進に取り組んでいただきようお願いしたい。

#### (1) 地域脱炭素の一層の推進（脱炭素債・過疎債）

脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）については、地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を積極的に実施できるよう、一部、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで延長することとしている。

そのほか、国庫補助を活用して地方公共団体が公共施設等にペロブスカイト太陽光電池を導入する事業についても一般補助施設整備等事業債の対象とすることとしている。

また、過疎対策事業債について、引き続き再生可能エネルギー設備の整備及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等を行うこととしている。

#### (2) ローカル10,000プロジェクト

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）において、地域脱炭素の推進に関連する事業について交付率のかさ上げを行っている。

#### (3) ローカルスタートアップ

地域脱炭素等に係る調査分析に要する経費について引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

#### (4) 木材利用の促進

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、原則全般的に地域木材を利用した施設の整備については、地域活性化事業債の対象としている。

#### (5) GXアドバイザー

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、引き続き地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしているところ、各地方公共団体におかれては、積極的な活用をご検討いただきたい。

#### （6）地域脱炭素研修

地方公共団体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するため、引き続き、自治大学校において地方公共団体職員向けの研修を実施することとしている。

### 第3 地域の暮らしを守る取組

各地方公共団体におかれては、以下の事項に留意し、地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりに取り組んでいただくようお願いしたい。

#### 1 地域運営組織

##### （1）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等

地域運営組織が高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、子ども食堂等の居場所づくりや交流の場の確保等に持続的に取り組めるよう、地域運営組織に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、地域運営組織の立ち上げに要する経費のうち臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げることとしている。

##### （2）地域運営組織の経営力強化

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

#### 2 過疎地域の持続的発展の支援

過疎地域を有する地方公共団体等におかれては、以下の事項に留意し、過疎地域の持続的発展に向けた取組を実施するようお願いしたい。

##### （1）過疎地域の持続的発展に向けた取組への支援

個性を活かした地域づくりに必要な人材を育成するとともに、地域の課題解決のための技術の活用や地方への新たな人の流れを促進するため、人材育成やＩＣＴ等技術の活用、移住・定住促進のための住宅整備や、遊休施設を地域振興等に資する施設へ再整備する取組について、引き続き過疎地域持続的発展支援交付金により支援することとしている。

##### （2）集落ネットワーク圏形成の推進

「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組について、引き続き過疎地域持続的発展交付金により幅広く支援することとしている。特に、専門人材やＩＣＴ等技術を活用する場合には、上乗せ支援することとしている。

（3）税制特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補てん措置に関する期限の延長  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく、雇用機会の拡充等のための国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補てん措置については、令和9年3月末までを適用期限として措置されている。

### 3 集落支援員

地方公共団体が行う集落支援員の設置や集落点検・話し合いの実施等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、集落支援員は、「集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実に行い、その結果を地方公共団体と共有する者」であり、設置する地方公共団体においては、その役割や職務内容等の明確化や、最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数をあらかじめ定めておくことが必要であることにご留意いただきたい。

また、集落支援員と地域おこし協力隊の連携をすすめており、それぞれで実施している研修への相互参加を可能とするよう対象者を拡大することとしている。

### 4 都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、域内の過疎地域その他の条件不利地域を有する複数の市町村に対して支援を行う経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしており、当該措置の上限額を引き上げることとしている。

### 5 その他

#### （1）高齢者等の雪下ろし支援

雪下ろしが困難な世帯に対する支援や雪下ろし時の安全対策の普及啓発に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

#### （2）音声標識ガイド装置の設置

公共施設及び公用施設において音声標識ガイド装置の設置に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

#### （3）国土保全対策

上下流の地方公共団体の話し合いに基づき、水資源維持等のための下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 第4 地域におけるDX推進

各地方公共団体におかれでは、以下の事項に留意し、DX推進体制の構築・拡充を進めていただくとともに、デジタル人材の確保・育成等に取り組み、自治体DX・地域社会DXに着実に取り組んでいただくようお願いしたい。

### 1 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充

都道府県が市町村と連携したDX推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村が求めるDX支援のための人材プール機能を確保する取組が進められてきたところである。推進体制については、①都道府県と市町村による会議体の設置、②市町村の状況把握、③市町村支援のための専門人材の確保及び④システム共同調達など推進体制下での取組テーマの設定という4つの機能について、今後はより一層の機能充実を図り、具体的なDXの取組に活用していくことが求められる。

推進体制の中心となる人材プール機能の確保に当たっては、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められていることから、デジタル分野における一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行うデジタル人材（以下「アクセラレータ」という）の常勤職員としての任用を中心としていただきたい。

なお、都道府県を始めとする各地方公共団体におかれでは、デジタル担当部局だけではなく、人事・財政当局とも緊密に連携しながら、以下の点を踏まえ、着実に取組を進めていただきたい。

#### （1）デジタル人材の確保・育成に係る地方交付税措置

都道府県がアクセラレータを任用する場合、当該職員の人事費や募集経費等について、地方交付税措置を講ずることとしている。

また、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体におけるデジタル化の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費について、令和11年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、都道府県等による市町村のDX推進リーダーの育成に要する経費についても、令和8年度から、特別交付税措置を講ずることとされた。この点を踏まえ、広域的な人材育成の取組を積極的に検討していただきたい。

#### （2）推進体制下で連携して推進すべき取組テーマの設定

推進体制をより実効性の高いものとしていくためには、都道府県・市町村のニーズも踏まえつつ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.0版】」（令和7年12月17日改定）の重点取組事項である、自治体フロントヤード改革、地方公共団体情報システムの標準化、共通化、公金収納におけるe-L-QRの活用等をはじめ、市町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支

援、システムの共同調達、職員の業務改善に向けた府内DXの推進、地域社会のDXの推進、デジタル・デバイド対策等、連携して取り組んでいくテーマを早期に設定し、計画的に取組を推進していくことが重要である。

特に、デジタル人材の確保・育成に係る方針は、各地方公共団体における計画的な取組の推進に必要不可欠であるが、方針策定済みの市区町村は令和6年4月時点で416自治体に留まっていることから、令和9年度までに、全市区町村で方針の策定が完了するよう、方針未策定の市区町村については、都道府県が状況把握を行なながら、必要な支援を行っていただきたい。

#### （3）自治体デジタル人材確保支援事業

令和7年度補正予算において、「自治体デジタル人材確保支援事業」に要する経費を盛り込んでおり、このプロジェクトでは、都道府県における人材確保及び具体的なDX取組テーマに沿った市町村支援についてのノウハウの提供、都道府県による採用を希望するデジタル人材についての情報提供、都道府県が確保したデジタル人材に対する行政実務研修等を実施することとしているため、各都道府県においては、本事業も活用しながらアクセラレータの確保に着実に取り組んでいただきたい。

#### （4）「経営・財務マネジメント強化事業」による地方公共団体におけるDXの取組の支援

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、引き続き、地方公共団体のDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしているところ、市区町村がアドバイザーの派遣を受けるに当たり、都道府県においては、市区町村が有効に本制度を活用できるよう支援していただきたい。

#### （5）地方公共団体情報システム機構・自治大学校等における研修メニューの充実

引き続き、地方公共団体情報システム機構・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修メニューの充実を図ることとしている。なお、人材プールの人材として確保した者のデジタル人材としてのスキル・ノウハウの維持のためにも、これらの研修を積極的に活用いただきたい。

## 2 自治体DX・地域社会DXの取組

#### （1）「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の充実化

各地方公共団体の創意工夫を生かしたデジタル実装の取組の横展開をより一層促進するため、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第4. 1版】」（令和7年

12月26日総務省公表)について、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、導入・実施が比較的容易な事例や、費用対効果が大きいと考えられる事例、関係人口の創出に関する事例を中心に内容の拡充を予定しているので、参考にしていただきたい。

## (2) その他地方交付税措置

### ① 統合型地理情報システム（統合型GIS）の導入

統合型地理情報システム（統合型GIS）の導入に必要な共用空間データの整備等に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

### ② ケーブルテレビ・コミュニティ放送公共利用事業

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施する場合における、公共情報番組の制作及び放送に要する経費について、引き続き、特別交付税措置を講ずることとしている。

### ③ ラジオ難聴解消対策

地方公共団体における、ラジオ難聴解消対策であって民放ラジオ難聴解消支援事業に該当しないものに要する経費及び無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けて行う民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費について、引き続き、特別交付税措置を講ずることとしている。

### ④ 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

### ⑤ 携帯電話等エリア整備事業

地方公共団体が実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費について、引き続き、特別交付税措置を講ずることとしている。

## 第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり

各地方公共団体におかれでは、以下の事項に留意し、定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくりに取り組んでいただくようお願いしたい。

### 1 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏

共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

## 2 地域力創造アドバイザー

地域力創造のための外部人材（地域力創造アドバイザー）の活用に要する経費に対する特別交付税措置の対象期間について、現行では3年間を上限としているが、期間経過後に異なるアドバイザーを活用する場合には、さらに3年間活用可能とすることとしている。また、特別交付税の上限額を引き上げるとともに、謝金（報償費）単価の上限について、国の諸謝金等使用基準に基づき、新たに設定することとしている。

なお、各市町村においては、地域力創造アドバイザーに一任するのではなく、課題等を両者で協議・連携して事業を進めていただきたい。

## 3 「経営・財務マネジメント強化事業」（地方創生の取組）

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、令和7年10月から、地方創生の好事例に携わった経験を有するアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしている。民間事業者、学識経験者のほか、先進的な事例に携わった現役の公務員などもアドバイザーとして派遣可能であるところ、各地方公共団体におかれでは、積極的な活用をご検討いただきたい。

## 4 空き家対策

地方公共団体が行う空き家対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務に対する補助等に要する経費（国庫補助事業の地方負担分）についても、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 5 所有者不明土地等対策

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策の取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

## 6 P P P / P F I の導入促進

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づいて地方公共団体が実施する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、地方交付税措置の具体的な内容については、「民間資金等の活用による公共

施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考にしていただきたい。

## 7 その他

### （1）中心市街地再活性化対策

#### ① 中心市街地再活性化特別対策事業

中心市街地再活性化のために行う施設整備等に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

#### ② 中心市街地活性化ソフト事業

中心市街地活性化のために行うソフト事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

### （2）「昭和100年」関連施策の実施

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議において、「昭和100年」関連施策として登録される、地方公共団体が実施する「昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策」、「昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策」、「「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策」のうち、地方単独事業として行うソフト事業について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

## 第6 地域の国際化の推進

各地方公共団体におかれでは、以下の事項に留意し、多文化共生の推進及びJETプログラムの活用等、地域の国際化の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

### 1 地域における多文化共生の推進

外国人との秩序ある共生社会の構築のため、地域社会のルール等の習熟のための取組に要する経費やルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費、「外国人受入環境整備交付金」を受けて設置された一元的相談窓口から行政窓口等への同行支援に要する経費、地方公共団体・地域社会と在留外国人との橋渡し役となる人材の活用に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

加えて、令和7年度補正予算事業において、地域における外国人との秩序ある共生社会の構築に向けて、地方公共団体の事業（市区町村による具体的な取組、都道府県による市区町村支援の取組等）について、モデル性の高いものを対象に公募・採択を行い、事例の創出と横展開に向けた調査事業を行うこととしている。

また、災害時における外国人への情報伝達・外国人向け防災対策、定住外国人子弟等に対する就学支援、国の交付金を受けて行う一元的相談窓口の運営及び地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の地方負担等、既存の地域における多文化共生の推進に要する経費についても、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

## 2 J E T プログラムの活用等

### (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業（J E T プログラム）

「1 地域における多文化共生の推進」に記載の地域社会のルール等の習熟のための取組等に、J E T プログラムにおける国際交流員（J E T – C I R）の積極的な活用を図るため、活用事例の紹介や研修の強化を行うこととしている。

加えて、都道府県におけるJ E T – C I R の任用に要する経費について、新たに任用数に応じた地方交付税措置を講ずることとしている。

また、J E T プログラム経験者との交流・ネットワーク構築に要する経費及びJ E T プログラムコーディネーターの活用に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

### (2) 地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等の活用

姉妹都市や姉妹校提携など外国自治体等との交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の任用に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

### (3) J E T 地域国際化塾

J E T 青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との意見交換を実施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、観察や体験を通じて地域活動への理解や関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参加を促す取組について、引き続き国費により実施することとしている。

### (4) J E T 青年等外国人隊員の増加に向けた取組支援

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援並びに外国人の隊員へのサポートに要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

また、J E T プログラム終了者については、引き続きプログラム終了後に同一地域で地域おこし協力隊員になれることとしている。

### (5) 日本にゆかりのある方々と国内の自治体との連携促進

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の地方公共

団体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的として、引き続き国費によるモデル事業（人的ネットワーク構築・強化のための交流・発信の窓口の設置）を実施することとしている。

### 3 その他

#### （1）国際交流

##### ① 姉妹都市交流

姉妹都市提携の締結に係る活動経費及び姉妹都市等との継続的交流に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

##### ② 地域国際化協会

地域の国際交流を推進する中核的民間組織である地域国際化協会の活動の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、地域国際化協会に対する出資金に充てるため都道府県が平成20年度までに借り入れた地方債の償還金利子について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

##### ③ 留学生支援

留学生に対する奨学金の交付、カウンセリング、宿舎の情報提供等の支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

#### （2）地方公共団体における国際的な人材育成等

##### ① 職員海外派遣

地方公務員海外派遣プログラム（海外武者修行プログラム）をはじめとした地方公共団体職員等の海外派遣等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

##### ② 海外研修生受入

外国の地方団体等からの研修生受入事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

#### （3）観光立国推進対策

宣伝・広告、観光案内所の管理・運営、人材育成等の訪日外国人旅行者を対象とした取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

# 地域力創造グループ施策担当一覧①

項目番号	施 策 名	担当課室	電話番号
<b>第1 地方への人の流れの創出・拡大</b>			
1	ふるさと住民登録制度の創設 <a href="https://www.soumu.go.jp/kantei/linkou/">https://www.soumu.go.jp/kantei/linkou/</a>	地域情報化企画室	03-5253-5525
2	地域おこし協力隊の強化 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/02gyousei08_03000066.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/02gyosei08_03000066.html</a>	地域自立応援課	03-5253-5391
3	地域活性化起業人（企業派遣型／副業型／シニア型） <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/bunten_kakaku/02gyosei08_03100070.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/bunten_kakaku/02gyosei08_03100070.html</a>	地域自立応援課	03-5253-5392
4	地域プロジェクトマネージャー <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/02gyosei08_04000210.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/02gyosei08_04000210.html</a>	地域自立応援課	03-5253-5391
5	事業承継等人材マッチング支援事業 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/tikikigyouzinzai.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/tikikigyouzinzai.html</a>	地域政策課	03-5253-5523
6	ふるさとミライカレッジ <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/furusatomirakareiji.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/furusatomirakareiji.html</a>	地域政策課	03-5253-5523
7	ふるさとワーキングホリデー <sup>1</sup> <a href="https://www.soumu.go.jp/furusato-workingholiday/index.html">https://www.soumu.go.jp/furusato-workingholiday/index.html</a>	地域政策課	03-5253-5523
8	サテライトオフィスの誘致 <a href="https://www.soumu.go.jp/satellite-office/">https://www.soumu.go.jp/satellite-office/</a>	地域政策課	03-5253-5523
9	子ども農山漁村交流プロジェクト <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/kodomo.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/kodomo.html</a>	人材力活性化・連携交流室	03-5253-5533
10	移住・定住対策への支援	地域自立応援課	03-5253-5391
11	移住・交流情報ガーデン <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/zenkokujiiu_iiyukouryuu.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-eyousei/zenkokujiiu_iiyukouryuu.html</a>	地域自立応援課	03-5253-5391

# 地域力創造グループ施策担当一覧②

項目番号	施 策 名	担当課室	電話番号
<b>第2 地域経済の好循環による付加価値の創造</b>			
1 (1)	地域経済の好循環による付加価値の創造 (ローカル10,000プロジェクト) <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/local10000_project.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/local10000_project.html</a>	地域政策課	03-5253-5523
1 (2)	地域経済の好循環による付加価値の創造 (ローカルスタートアップ) <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/localstartup.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/localstartup.html</a>	地域政策課	03-5253-5523
2	特定地域づくり事業協同組合 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html</a>	地域自立応援課	03-5253-5533
3	地域脱炭素の推進	地域政策課	03-5253-5523
<b>第3 地域の暮らしを守る取組</b>			
1	地域運営組織 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/chiki-unneisosiki.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/chiki-unneisosiki.html</a>	地域振興室	03-5253-5534
2	過疎地域の持続的発展の支援 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/2001/kaso/kasomaino.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/2001/kaso/kasomaino.htm</a>	過疎対策室	03-5253-5536
3	集落支援員 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/bunken_kakaku/02gyosei08_03000070.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/bunken_kakaku/02gyosei08_03000070.html</a>	過疎対策室	03-5253-5536
4	都道府県過疎地域等政策支援員 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/2001/kaso/02gyosei10_04000079.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_byousei/c-byousei/2001/kaso/02gyosei10_04000079.html</a>	過疎対策室	03-5253-5536
5	その他 (1) ・ (3)	地域振興室	03-5253-5534
5	その他 (2)	地域政策課	03-5253-5523

# 地域力創造グループ施策担当一覧③

項目番号	施 策 名	担当課室	電話番号
<b>第4 地域におけるDXの推進</b>			
1	都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充 <a href="https://www.soumu.go.jp/denshiti/renkei_Dxshishin.html">https://www.soumu.go.jp/denshiti/renkei_Dxshishin.html</a>	地域情報化企画室	03-5253-5525
2	自治体DX・地域社会DXの取組	地域情報化企画室	03-5253-5525
<b>第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり</b>			
1	定住自立圏構想の推進 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</a>	地域自立応援課	03-5253-5391
2	地域力創造アドバイザー <a href="https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html">https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html</a>	人材力活性化・連携交流室	03-5253-5533
3	「経営・財務マネジメント強化事業」（地方創生の取組） <a href="https://www.soumu.go.jp/iken/management/advisor/list8_00001.html">https://www.soumu.go.jp/iken/management/advisor/list8_00001.html</a>	地域政策課	03-5253-5523
4	空き家対策	地域振興室	03-5253-5534
5	所有者不明土地等対策	地域振興室	03-5253-5534
6	PPP/PFIの導入促進	地域振興室	03-5253-5534
7	その他（1）中心市街地再活性化対策	地域振興室	03-5253-5534
8	その他（2）昭和100年関連施策の実施	地域政策課	03-5253-5523

## 地域力創造グループ施策担当一覧 ④

項目番号	施 策 名	担当課室	電話番号
<b>第 6 地域の国際化の推進</b>			
1	地域における多文化共生の推進	国際室	03-5253-5527
2	JETプログラムの活用等	国際室	03-5253-5527
3	その他	国際室	03-5253-5527